

横浜市個人情報保護審議会答申

(答申第14号)

平成28年11月30日

横 個 審 第 1 4 号

平 成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市個人情報保護審議会

会 長 花 村 聡

横浜市個人情報の保護に関する条例第52条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成28年9月27日健障支第2547号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「実施機関である横浜市水道事業管理者及び横浜市各区福祉保健センターが定期的に行っている基本料金減免適用者一覧表（精神障害）記載の保有個人情報の保有、収集、利用及び提供の停止並びに当該個人情報の破棄又は消去を求める」との個人情報の取扱いの是正の申出に係る諮問

答 申

1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条第1項に基づく是正の申出に係る諮問について、是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

2 是正の申出の趣旨及び理由

(1) 是正の申出の趣旨

本件是正の申出の趣旨は、「基本料金減免適用者一覧表（精神障害）」記載の個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、実施機関である横浜市水道事業管理者及び横浜市長（各区福祉保健センター）が定期的に行っている本件個人情報の保有、収集、利用及び提供は、条例第7条（保有の制限等）、第8条（収集の制限）及び第10条（利用及び提供の制限）の規定に違反することから、本件個人情報の保有、収集、利用及び提供の停止並びに当該個人情報の破棄又は消去を求めるというものである。

(2) 是正の申出の理由

本件是正の申出書には、是正の申出の理由として以下の記載がある。

本件個人情報の基の情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第7項の規定により、精神科病院の管理者が届け出た情報（医療保護入院の措置を講じた日時、同措置を解除した日時等）で、金沢区福祉保健センターが保健所として保有するものである。また、横浜市各区福祉保健センターにおける本件個人情報の利用目的は、法第1条に規定されている「精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ること」である。

医療保護入院では、入院中に医療保護入院と任意入院の切り替えがある場合がある。そのため、医療保護入院の措置日（又は解除日）が、必ずしも入院日（又は退院日）となるわけではない。したがって、水道事業管理者が金沢区福祉保健センターから収集した情報は、正確な入院期間の情報ではない

ため、不正確な個人情報の収集（又は提供）を行い、その不正確な情報を基に減免の資格審査を行っている。

また、水道事業管理者は、本件個人情報の利用目的を「申請に基づいて減免の処理を行う」ためとしているが、申出人は平成12年に申請をして以来、改めての申請は行っていないにもかかわらず本件個人情報を利用された。

3 申出内容に係る実施機関の説明要旨

実施機関の諮問書及び事情聴取における説明は、次のとおりである。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、法第33条第7項の規定により、精神科病院の管理者が届け出た情報で、区福祉保健センターが保健所として保有するものである。

(2) 是正の措置の要否に関する実施機関の考え方

ア 本件個人情報の水道事業管理者への提供は、条例第10条第1項第5号の「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」として行っているものである。

イ 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の基本料金相当額の減免（以下「本件減免制度」という。）は、使用者の申請に基づき決定されるものであるが、その減免資格が喪失した場合、使用者から届出がなされない場合がある。したがって、不適切な減免をなくすため、年1回、水道事業管理者からの照会に対し、区福祉保健センターにおいて減免資格の有無を確認し、本件個人情報の提供を行っている。

ウ また、横浜市において、水道料金等の減免対象世帯は8万世帯を超えており、その資格確認に当たっては適正かつ迅速に対応していく必要がある。

エ 以上のことから、当実施機関の保有する本件個人情報を水道事業管理者に提供することは、公益上必要があると認められることから、条例第10条に違反せず、是正の措置を講ずる必要はないと考える。

4 審議会の判断

(1) 本件是正の申出の横浜市長に係る申出について

申出人は、本件是正の申出について、条例第7条（保有の制限等）、第8条（収集の制限）及び第10条（利用及び提供の制限）の規定違反を主張している。このうち、横浜市長に対する申出は、条例第10条の本件個人情報の提供部分に限られると考えられるため、以下横浜市長に対する申出は同条違反の有無に限って判断する。

(2) 本件減免制度について

ア 本件減免制度は、精神障害者世帯やひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るために設けられた横浜市の福祉施策の一つである。減免対象世帯の減免額分は、他の水道料金で補てんすることなく、一般会計（健康福祉局等）から水道事業会計に繰り入れられている。

イ また、本件減免制度は、一度申請があり減免が適用されると、減免事由が喪失しない限り減免の適用が継続する。減免事由が喪失した場合でも、減免事由が喪失したことについて減免申請者が届け出る手続は特段定められていない。そのため、年に1回、水道局では、減免資格の有無について健康福祉局に照会（減免適用者一覧表の送付）している。これを受けて、健康福祉局では、各区福祉保健センターにおいて減免資格の有無を確認した上で、水道局に回答している。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成27年11月に水道局から水道料金等の減免資格の照会を受けた健康福祉局が、減免適用者一覧表に記載し水道局に回答した申出人の個人情報である。本件個人情報は、法第33条第7項の規定に基づいて精神科病院の管理者が医療保護入院に係る患者の氏名、入院年月日等を保健所長宛てに届け出た情報を、金沢区福祉保健センターが保健所支所として保有していたものである。

(4) 条例第10条の違反について

ア 条例第10条第1項本文では、「実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために、当該保有個人情報を実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない」と規定している。また、条例第10条第1項第5号では、「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」は、例外として当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供できるこ

とを規定している。

イ 実施機関は、水道局からの減免資格の照会に応じて個人情報を提供することがなぜ「公益上特に必要」であるのかの理由の一つとして、種々の理由による減免対象は8万世帯にも及ぶので、その資格確認を適正かつ迅速に行うために必要であるとの説明をしている。

ウ 対象世帯が多数であるというだけの理由で、公益上の特別の必要性を認めることは困難である。しかし、公営事業である水道及び下水道事業においては、使用者間の料金負担の公平性を確保する必要があること、また、減免した額については、横浜市的一般会計から水道事業会計に公金が繰り入れられるため、減免制度を適正に運用して公金支出の適正を確保する必要があることなどを考慮すると、減免資格の有無をできる限り正しく把握することには公益上の必要性があると考えられる。そして、減免資格の有無を把握するために他の実施機関が保有する個人情報を利用することは、他の方法では容易に代替できない合理性があると認められる。これらのことから、当審議会は、水道局からの減免資格の照会に応じて健康福祉局が本件個人情報を提供することについては、「公益上特に必要がある」と認めることができると判断する。

したがって、本件個人情報の提供は条例第10条に違反しないとの実施機関の主張は、是認できる。

(5) その他

申出人は、入院中に医療保護入院と任意入院が切り替わる場合があるため、金沢区福祉保健センターが保有しているのは必ずしも正確な入院期間ではないから、水道事業管理者に不正確な情報を提供していると主張していると解される。しかしながら、条例第10条は保有個人情報を目的外で利用し、又は提供することについて制限を定めたものであることから、同条に違反するかどうかの判断には影響しない。

(6) 結論

以上により、本件是正の申出に対し是正の措置を講ずる必要はないという実施機関の判断は、妥当である。

(審議会)

委員 花村聡、委員 芦澤美智子、委員 加島保路、委員 小嶋正敏、
委員 清野幾久子、委員 土井洋、委員 中村俊規、委員 新田弘子、
委員 糠塚康江

【参 考】

審 議 会 の 経 過

開 催 日	審 議 の 経 過
平成 28 年 7 月 11 日	申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受付
平成 28 年 9 月 27 日	実施機関から諮問書を受理
平成 28 年 9 月 28 日	審議
平成 28 年 10 月 26 日	審議
平成 28 年 11 月 16 日	審議